

漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて

1 趣旨

漁獲可能量（TAC）を漁業種類あるいは都道府県ごとに配分する際のシェアについては、従来、直近3か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを3か年（漁期）にわたって用いることを基本としつつ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとしている。

するめいかについては、他の魚種から1年遅れてTAC制度の対象となったことから、平成25年TAC設定に当たっては、平成22年TAC設定時に見直しを行って
から3か年が経過したことから、平成25年～27年TACの設定に用いる基本シ
アについて、直近3か年（平成21年～23年）のデータを用いた見直しが必要とな
っている。

なお、するめいかを除く6魚種について、平成24年TAC設定に当たっては、平成24年～26年TACの設定に用いる基本シェアについて、直近3か年（平成20年～22年）のデータを用いた見直しを行った。

2 基本シェアの算出

① 使用するデータ（漁獲実績）

ア 平成21年から23年までの過去3か年の漁獲実績

イ 知事管理分については農林統計の漁獲実績を、大臣管理分についてはTAC採捕実績を使用することを原則とするが、これが適当でないと認められる場合には、可能な限り客観的かつ合理的なデータを用いる。

ウ 配分量を超過した分については、漁獲実績に算入しない。

② 算出方法

ア ①の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下2桁（%））を各年毎に算出する。

イ アの比率の3か年の単純平均（小数点以下2桁（%））を各大臣管理漁業及び各都道府県の基本シェアとする。

3 配分量の算出

ア 上記2のイで求めた基本シェアを用いて、漁獲可能量を比例配分することを基本とする。

イ ただし、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分量を算出する。

ウ 個々の具体的配分量については、ア又はイで求めた数量の100トン未満を切り上げた数量を用いる。ただし、以下に該当する場合には、具体的数量配分の形ではなく、「若干」配分又は配分量を明示しない。

【「若干」又は配分数量を明示しない場合】

1 「若干」とする場合

- ① 漁獲実績が概ね100トン以上あるものの、計算された配分量が、平均配分量に満たない都道府県

（資源に対する圧力が小さいと認め、「現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量を前年実績程度とする」ものとして「若干」として配分する。）

- ③ 計算された配分量の過半が定置網による場合

定置網漁業については、いわゆる「待つ漁業」であり、資源を選択して採捕することが極めて難しいことから、漁獲の限度量を定めたとしてもその管理が困難である。このため基本配分量の過半が定置網によってもたらされている場合には「若干」として配分する。

2 数量を明示しない場合

漁獲実績（過去3年平均値；以下同じ）が概ね100トン未満等の都道府県（資源に対する圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がないものとして、数量を明示しない。）